

## 第 2 衛生推進課の業務

### 第2-1 環境衛生チームの業務

#### 1 環境衛生

旅館、公衆浴場、理容・美容業、クリーニング業、興行場等は生活に密着し、かつ多数の人が利用する営業施設であることから、これらの施設は、衛生的でかつ安全に利用できることが求められます。

このため、定期的に施設監視を行い、施設の整備、器具機材の洗浄・消毒等、適正な管理を指導するとともに、衛生確保のための情報を提供し、自主管理の強化を指導しています。

また、大型店舗、旅館、事務所、学校など多数の人が利用する特定建築物の衛生的環境を確保するため、立入検査を行い建築物の維持管理について指導しています。

このほか、墓地、火葬場、遊泳用プール等の生活衛生施設についても、管理状況の監視を行い、施設の整備や適正管理を指導しています。

更に、家庭用品による消費者の健康被害を防止するため試買検査を行うとともに居住環境におけるシックハウス対策、衛生害虫駆除等など生活衛生に関する相談や情報提供に努めています。

#### (1) 生活衛生営業施設の衛生確保

##### ア 施設数、監視指導件数等の状況 (平成20年度)

区 分	年度末 施設数	新 規 施設数	廃 業 施設数	監 視 指導件数	違 反 件 数
ホ テ ル	9			5	
旅 館	137	4	5	90	
簡 易 宿 所	35	1		8	
下 宿	2				
常 設 興 行 場	8			5	
その他の興行場					
普通公衆浴場	2			7	
その他の公衆浴場	59		1	30	
理 容 所	340	1		30	
美 容 所	383	8	4	40	
クリーニング所(一般)	47	1	3	39	
取 次 所	166	6	10	6	
計	1,188	21	23	260	

#### イ 理容所、美容所における使用器具類の消毒効果確認検査

・指標細菌(ブドウ球菌)の検出状況(平成20年度)

(理容所)

検査対象	検査数	検出数
く し	15	5
は さ み	15	3
かみそり	15	6
ひげブラシ	0	-
計	45	14

(美容所)

検査対象	検査数	検出数
く し	16	8
は さ み	15	3
かみそり等	14	7
計	45	18

## (2) その他の生活衛生施設及びビル管理登録業

## ア 施設数、監視指導件数等の状況

(平成20年度)

区 分	年度末現在 施設数	新設	廃止	監視指導件数	違反件数
火 葬 場	5			1	
墓 地 ・ 納 骨 堂	1,095			3	
特 定 建 築 物	47	3		41	
ビル管理業登録業者	9			2	
コインパーキング	21			1	
一 般 プ ー ル	23	2		24	
計	1,200	5	0	72	0

## イ 浴槽水中のレジオネラ属菌検査

## 循環ろ過装置を設置している公衆浴場、旅館の浴槽水の検査

(平成20年度)

施設区分	検査数	検出数	施設指導・啓発内容
旅 館	9	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入浴施設の循環経路の清掃・消毒の実施</li> <li>・ 浴槽水の定期的な換水の実施</li> <li>・ 浴槽水の消毒の実施</li> <li>・ 浴槽水の自主検査（レジオネラ属菌）の実施</li> </ul>
公衆浴場	6	5	
計	15	8	

## ウ 普通公衆浴場の水質検査

(平成20年度)

対象施設	浴槽数	検査件数	不良件数	検査項目および水質基準
2	4	4	0	濁度（5度以下） 過マンガン酸カリウム消費量（25mg/L以下） 大腸菌群（1個/ml以下）

## エ 家庭用品試買検査

(平成20年度)

検 査 項 目	検 体 区 分	試買件数	検査結果
ホルムアルデヒド	生後24ヵ月以内乳幼児用繊維製品	4	適 合
	生後24ヵ月以上乳幼児用繊維製品	4	適 合
水酸化Na又は水酸化K	トイレ洗浄剤・パイプ洗浄剤	6	適 合
メタノール	消臭剤・整髪剤・制汗剤	3	適 合

## オ 衛生害虫の相談、受付

(平成20年度)

衛生害虫 の種類	ねずみ	ハエ	ゴキブ リ	アタマ ジラミ	その他 の シラミ	ノミ	ハチ	その他
件 数	0	0	0	3	0	0	3	7
相談等 の内容				対応 方法			駆除 方法	駆除 方法

## 2 水 道

平成19年度末における管内の水道普及率は88.7%で、本県普及率の92.1%と比べ低く市町村別にみると、50%を下回っている町村もあります。

このため、引き続き水道普及を推進し水道未普及地域の解消に努めるとともに、市町村に対し、国及び県の水道施設整備補助金の有効活用についての指導・助言を行っています。

また、安全な水を供給するため、水道施設と飲料水供給施設（給水施設）の立入検査を行い、施設の適正な維持管理を指導しています。

### (1) 水道、給水施設 (平成20年度)

区 分	年度末施設数	新規施設数	廃止数	監視指導件数
水道用水供給事業				
上 水 道	11(*)			11
簡 易 水 道	17			17
専 用 水 道	28	1	1	27
簡易専用水道	170	6	1	16
準簡易専用水道	166		1	1
給 水 施 設	66	1		52

(注) (\*) 郡山市及び須賀川市上水道の2施設は、厚生労働省認可施設。

### (2) 水道普及率 (平成19年度)

市 町 村	19年度普及率 (%)	前年度普及率 (%)	市 町 村	19年度普及率 (%)	前年度普及率 (%)
郡 山 市	96.1	95.8	玉 川 村	78.1	78.7
須賀川市	92.5	92.3	平 田 村	41.1	41.0
田 村 市	51.5	51.5	浅 川 町	97.0	95.8
鏡 石 町	91.5	91.8	古 殿 町	73.7	72.4
天 栄 村	96.2	97.0	三 春 町	86.3	86.4
石 川 町	71.9	70.7	小 野 町	43.0	42.1
			管内普及率	88.7%	88.3%

### (3) 水道関係施設の整備事業 (平成20年度)

#### ア 水道水源開発等施設整備費 (国庫)

事 業 者	補 助 区 分	事 業 内 容
須賀川市 (旧岩瀬村)	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
田 村 市 (旧船引町)	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
田 村 市 (旧大越町)	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
鏡 石 町	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
天 栄 村	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
石 川 町	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新
小 野 町	ライフライン機能強化等事業費	石綿セメント管更新

イ 簡易水道等施設整備費（国庫）

事業者	区分	内容
田村市（旧滝根町）	生活基盤近代化事業	水量拡張事業

3 温泉

温泉資源の適正な利用を図るため、温泉の掘削・動力装置設置等の許可申請に係る審査を行うとともに、源泉の管理、湧出量及び温泉利用状況を監視指導しています。

また、温泉利用施設におけるレジオネラ症発生防止のため、循環ろ過装置等を有する入浴施設の清掃・消毒の実施等の衛生管理を指導するとともに、併せて温泉成分等の掲示について、指導・啓発をしています。

(1) 温泉源泉数及び利用施設 (平成20年度)

区分	源泉数			利用施設数	監視・指導件数
	計	利用数	未利用数		
須賀川市	19	9	10	14(4)	延べ72件
田村市	5	2	3	2	
鏡石町	5	2	3	2	
天栄村	26	21	5	16	
石川町	12	10	2	10	
玉川村	1	0	1		
古殿町	1	1	0	1	
三春町	5	5	0	5(1)	
小野町	5	5	0	5	
計	79	55	24	57(5)	

(注)：括弧内数値は、飲用利用施設数を再掲

(2) 温泉利用許可状況 (平成20年度)

温泉利用		温泉利用廃止	
浴用	飲用	浴用	飲用
9	0	13	1

(3) 可燃性天然ガス確認測定状況 (平成20年度)

実施源泉数	測定結果		備考
	0% LEL	1% LEL ~	
50	48	2	

(4) 温泉施設立入指導状況（件数） (平成20年度)

温泉源泉調査	温泉利用施設立入調査	計
35	37	72



( 営業許可施設 : 2-2 )

( 平成20年度 )

業 種	項 目	施設数 (年度末)	営業許可 施設数		廃業 施設数	違 反 件 数	処 分 件 数						告 発 件 数		調 査 指 導 件 数	
			新 規	継 続			許 可 取 消	営 業 禁 止	営 業 停 止	改 善 命 令	廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可	そ の 他		
魚介類販売業		357	17	71	30											444
魚介類せり売り営業																
魚肉ねり製品製造業																
食品の冷凍又は冷蔵業		7		1												20
かん詰又はびん詰食品製造業		16		3												23
喫茶店営業		585	37	77	67											255
臨時営業(再掲)			(4)		(4)											(4)
あん類製造業		7	1	1												13
アイスクリーム類製造業		38	9	4	9	1							1			74
乳類販売業		738	37	78	71											453
臨時営業(再掲)			(9)		(9)											(9)
食肉処理業		11	1	1												23
食肉販売業		364	17	59	33											339
食肉製品製造業		3		1												14
乳酸菌飲料製造業		1														2
食用油脂製造業		3														3
マーガリン又はショートニング製造業																
みそ製造業		49	2	9	3											19
醤油製造業		6		1												4
ソース類製造業		2														5
酒類製造業		7			1											6
豆腐製造業		38		9	6											103
納豆製造業		1		1												1
めん類製造業		39	2	6	1											45
そうざい製造業		53	4	7	1	1							1			141
添加物製造業		1														1
清涼飲料水製造業		9	1	2												20
冰雪製造業																
冰雪販売業		11		3												3
合 計		4,416	359	662	465	3							3			4,064

## イ 営業許可不要施設

平成20年度は、営業許可不要施設数2,949施設に対し、延べ2,590施設の監視指導を実施しました。また、3件の食品衛生法違反の事例について行政措置を行いました。



収去検査実施状況(2-2)

項目 食品等	収去したものの実数	試験した場所		不良検体数	不良理由(延べ数)							
		衛生研究所	その他		大腸菌群	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗菌性物質	その他	
肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	37	37										
乳・乳製品												
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)												
アイスクリーム類・氷菓	22	22		1								1
穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)	60	60										
野菜類・果物及びその加工品(かん詰・かん詰を除く)	39	39										
菓子類	71	71										
清涼飲料水	22	22										
酒精飲料	2	2										
氷雪												
水	1	1										
かん詰・びん詰食品												
その他の食品	75	75										
添加物及びその製剤												
器具及び容器包装												
おもちゃ												
合計	380	380	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

イ 食品安全対策事業(検体買上分) (平成20年度)

検査項目	検体数	検体の内容	基準超過
抗生物質	2	コイ、ニジマス	0
合計	2		0

(3) 食中毒予防啓発事業  
衛生教育の実施状況

(平成20年度)

受講対象者									
営業者		集団給食		消費者		その他		小計	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
26	724	11	560	10	420	10	139	57	1,843
食品衛生責任者						合計			
養成講習会		再教育講習会		小計		延べ回数		延べ人数	
4	107	3	104	7	211	64		2,054	
食品衛生「出前講座」(再掲)									
営業者等		消費者		その他		合計			
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
13	550	10	420	3	86	26	1,056		

参考 食中毒発生状況

		H16	H17	H18	H19	H20
管内	発生件数	1	0	1	1	2
	患者数	114	0	2	7	6
県内	発生件数	27	16	12	21	21
	患者数	968	554	308	1,486	271

(4) 調理師・製菓衛生師試験等 (平成20年度)

	受験者数	合格者数 (%)	免許申請者 (資格取得者)
調理師	52名	43名 (83)	60名
製菓衛生師	4名	4名 (100)	6名

免許申請者は調理師養成施設修了者及び他県の試験合格者を含む。

2 狂犬病予防・動物の愛護及び管理

動物による危害発生防止と動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的に、種々の事業を実施しました。

(1) 狂犬病予防事業

狂犬病予防法で、生後91日令以上の犬には生涯1回の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。管内の平成20年度、予防注射実施率の70.6%であり、実施率の向上を図る必要があります。(別表1)

(2) 犬の捕獲、犬・猫の引取り、譲渡、犬による咬傷事故

野犬や放浪犬を349頭捕獲しました。うち、33頭は飼い主が判明し返還しました。

また、家庭で飼養できなくなった犬や所有者不明の犬を合わせて148頭引き取るとともに、飼い猫と所有者不明の猫を合わせて504匹を引き取りました。

捕獲犬や引き取った犬と猫のうち、犬14頭と猫5匹を飼育希望者に譲渡しました。

犬による咬傷事故は13件発生し、14名の方が被害にあっています。(別表2)

(3) 苦情処理

犬に係る苦情は421件あり、内訳では放浪犬・野犬等の捕獲依頼が最も多く57%を占め、次いで捨て犬や放し飼い苦情で飼い主の不適正管理やモラルの欠如によるものが13%と多い現状です。(別表3)

(4) 飼い犬のしつけ方教室

犬の適正飼養の普及啓発のため、動物愛護ボランティア会の協力を得て、しつけ方教室を延べ7回（学科3回、実技4回）開催しました。

開催状況

学科講習実施回数	3回
学科講習受講者数	46名
実技講習実施回数	4回
実技講習受講者数	53名
ボランティア参加者数	8名

(5) 小学校への獣医師派遣事業（動物ふれあい教室）

動物に係る様々な問題を減少させるためには、長期的な展望に立ち、年少者に対する動物愛護教育を徹底する必要があります。そこで、小学校を訪問し、ハムスターやウサギなどの学校飼育動物の正しい飼育方法を指導しました。指導の際は動物愛護ボランティアの飼い犬とのふれあい活動も取り入れています。

実施状況

実施小学校数	15校
派遣回数	16回
受講者数（児童等）	730名
ボランティア参加者数	延べ 26名

(6) 子犬・子猫の飼い主探し支援事業

新しい飼い主を捜している方と、飼育を希望する方との仲介を行っていますが、平成19年度は子犬2頭が新たな飼い主に引き取られました。

(7) 動物取扱業者に対する監視指導

ペットショップ、ペットホテル等動物を扱う施設に対する監視を行い、動物愛護管理法の管理基準に基づき、適正飼養を指導しました。

指導状況

（平成20年度）

	販売	保管	貸出	訓練	展示	計
施設数	21	9	0	2	1	33
監視件数	21	7	0	2	1	31

(8) 危険な動物の飼養管理対策

人に危害を加える恐れのある動物を飼養するには条例に基づく許可が必要ですが、管内にはこのような飼養施設はありません。

別表1

(平成20年度)

狂犬病予防事業	年度末現在畜犬実登録頭数	予防注射頭数	注射実施率(%)
実績	14,941頭	10,545頭	70.6

別表2 市町村別捕獲数等

(平成20年度)

項目 市町村	犬捕獲数	犬引き取り数			犬返還数	猫引き取り数			咬傷事故数	被咬傷者数
		成犬	子犬	計		親猫	子猫	計		
須賀川市	80	27	32	49	22	37	124	183	2	2
田村市	72	7	22	29	1	20	46	66	4	4
鏡石町	6	1	0	1	1	14	32	47	0	0
天栄村	16	1	0	1	1	13	19	33	2	2
石川町	49	1	6	7	2	3	22	27	1	1
玉川村	23	8	4	12	2	0	19	21	1	1
平田村	29	1	5	6	0	17	18	35	1	2
浅川町	8	1	0	1	0	2	3	5	0	0
古殿町	8	4	4	8	1	11	16	28	0	0
三春町	23	2	22	24	1	4	15	20	2	2
小野町	35	3	7	10	1	14	24	39	0	0
その他市町村	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
総計	349	56	102	148	33	135	338	504	13	14

別表3 市町村別苦情処理件数

(平成20年度)

区分 市町村	放し飼い	捨て犬	迷い犬	放浪犬	野犬	家畜等の被害 ・田畑	咬傷等の 危険性	臭気・蠅等	啼き声	脱糞	その他	計
須賀川市	27	8	23	53	19	3	7	0	7	5	14	166
田村市	0	3	0	23	25	0	0	0	0	0	20	71
鏡石町	7	0	0	8	0	0	0	0	2	0	3	20
天栄村	0	0	1	7	3	1	0	1	0	0	2	15
石川町	4	0	2	17	7	0	0	0	0	0	1	31
玉川村	0	0	1	13	5	0	0	0	0	0	4	23
平田村	0	2	1	5	7	0	0	0	0	0	8	23
浅川町	0	0	0	2	5	0	0	0	2	0	1	10
古殿町	0	0	0	3	3	0	0	1	0	0	9	16
三春町	0	0	0	5	17	0	0	0	0	0	3	25
小野町	0	2	0	9	5	0	0	0	0	0	5	21
総計	38	15	28	145	96	4	7	2	11	5	70	421